

令和2年 第11回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年6月19日（金）
開会 午前11時00分 閉会 午後0時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習理事 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第42号 京丹後市学校運営協議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第43号 京丹後市小中一貫教育研究推進協議会委員の委嘱について
 - (3) 議案第44号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第45号 京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について
 - (5) 議案第46号 京丹後青年会議所アートプロジェクト「みんな知ってそうで 誰も知らない音」の開催に係る後援について
 - (6) 報告第13号 京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について
 - (7) 報告第14号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

【追加議案 議案第47号】

 - (8) 議案第47号 京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり（全10頁）
- 9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年7月13日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 安達 京子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

ただいまから「令和2年 第11回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

本日は、会議前にこの4月に開校となりました府立清新高校の視察をお世話になりました。京都府北部では初めての単位制高校として設置され、中学校で課題を抱えていた生徒も多く進学しており、学習のみならず、自立心・主体性を身につけ、生徒のチャレンジをサポートする取組みが目指されており、素晴らしい学校運営がされることを期待しているところです。

コロナの関係については、先月末に学校を再開しましたが、感染防止の対策をしながら活動を行っており、特に大きな問題は生じていませんが、学校では少なからず子どもたちの生活にも影響が出ていると感じていますので、それを踏まえた指導をするよう指示もしているところです。また、夏季休業の縮小を行いますが、登下校について心配する声が保護者から出てきていますので、学校と連携し、課題となる内容を整理し、対応を検討するよう指示もしているところです。

来週は、議会の新しい体制の中での一般質問があります。市長が選挙の中で掲げた事項や、コロナに伴う学習や就学支援の対策等の質問が多く出されています。中には、多くの財源を伴うために実施が困難なものもありますが、できるだけ前向きな答弁に心がけたいと思っています。

本日は、「京丹後市学校運営協議会委員の委嘱について」をはじめ5議案と報告2件の審

議を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
安達委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第42号及び議案第43号の議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第42号及び議案第43号の議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第42号及び議案第43号について承認)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第44号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」及び議案第45号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について」を、関連議案となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

御異議なしと認めます。よって議案第44号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」及び議案第45号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について」の2議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

最初に、議案第44号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

この改正は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、その整合性を図るため、市の施行規則を改めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページの表中、現行の「認定者番号」を「認定証番号」に変更しています。

3 ページでは、④税情報等の提供に当たっての署名欄の下にあります1の部分です。現行の通知カードが廃止されたことを受け、個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書へと改正しています。

2 も同様の変更です。

最下段の表の中の「認定者番号」を「認定証番号」に変更しています。

4 ページでは表の現行の「支給（入所）の可否」、「支給（利用）時間」を、それぞれ「入所の可否」、「利用期間」に改正しています。

最後に附則で、この規則は、公布の日から施行するとしています。

続いて、議案第45号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について」説明をさせていただきます。

この改正も議案第44号と同様の改正がなされたために、その整合性を図るため、市の要綱を改めるものです。

最初に、京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱の新旧対照表をご覧ください。

2 ページでは、通知カードがなくなったことを受け、現行の通知カードの部分個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書へと改正しています。

2 も同様の変更です。

3 ページの附則でこの告示は令和 2 年 6 月 1 9 日から施行するとしています。

次に 4 ページから京丹後市一時預かり事業実施要綱の新旧対照表になります。

6 ページをご覧ください。(注) 1 と 2 の通知カードが廃止されたことを受け、個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書へと改正しています。

2 では現行「顔写真付き本人確認書類」を「顔写真付きの本人確認書類」に文言整理されています。

最後に、附則でこの告示は令和 2 年 6 月 1 9 日から施行するとしています。

7 ページから京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の新旧対照表になっています。

8 ページをご覧ください。こちらの改正も今まで説明してきた通知カードが廃止されたことによるものです。附則の施行日についても同様です。

最後に 9 ページから京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の新旧対照表になっています。

1 0 ページ、1 1 ページ、1 2 ページにも改正箇所がありますが、こちらも今までと同様の理由で改正しています。

以上よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第 4 4 号及び議案第 4 5 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<安達委員>

この要綱とか規則の内容とは外れるかも知れませんが、教えてほしいことがあって質問します。

令和 2 年度になって、こども園の 1 号認定の子どもの数が大変減ったように思うのですが、無償化に伴って減ったのか、ちょっとその辺のことをどのように考えておられるのか。

それと、子どもたちはそのことによって園にいる時間が長くなっているわけですが、どの程度増えているのか、長時間保育とか教育を利用している子が増えているのか、そのあたりのことを教えてください。

<吉岡教育長>

議案とは直接関係がないですが、答えられる範囲で答弁してください。

<服部子ども未来課長>

まず、こども園の 1 号認定児の減少の関係ですが、その多くは無償化に伴うものです。

本来、1 号認定の場合は就労要件を問いませんが、利用料が安かったということもありま

して、1号認定で利用されていた方が、無償化ということもあって2号認定に変更されるということがあります。その多くの方は、就労されているという要件にもともと合致している方でして、そういった方が通常の利用形態に戻ったというような形になっています。

長時間利用されている方の割合について持ち合わせていないので、申し訳ありませんがお答えできません。

<吉岡教育長>

他にございませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第44号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第45号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第46号「京丹後青年会議所アートプロジェクト「みんな知ってそうで 誰も知らない音」の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第46号「京丹後青年会議所アートプロジェクト「みんな知ってそうで 誰も知らない音」の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

まずこの事業の目的ですが、子どもたちの自由な発想や個性を活かした人材教育・育成、将来ある子どもたちの一人ひとりの可能性を広げる機会の提供。そして、魅力あるまち京丹後をSNSや冊子を通して発信することで、地域経済活性化につなげるという目的で実施されるものです。

事業内容につきましては、1日目に、ワークショップとして、陶けん・土笛作りを通じて古代の歴史に触れる、2日目は「みんな知ってそうで誰も知らない音」と題して、陶けんの絵付け、作った陶けんを使って音を奏で、さらにアーティストによる、音楽に合わせたダンスパフォーマンスが行われるというものです。

開催日は、令和2年8月30日と9月6日の2日間、会場は大宮ふれあい工房、参加予定は20人、参加費は無料となっています。

主催は一般社団法人京丹後市青年会議所、申請者は同会議所理事長、中山 良 氏です。
以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第46号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

事業費が95万円でそのうち補助金要望額が95万円となっていますが、この意味を教えてください。

<引野理事兼生涯学習課長>

次のページに収支の予算表もございますが、この事業については韓・哲まちづくり夢基金の補助金を申請されていまして、この補助金は10分の10の補助制度ですので、全額をこの補助金を使って事業をやりたいということで、既にこの補助金の決定は受けていると聞いています。

<野木委員>

韓・哲まちづくり夢基金の中で、前から教育委員会としてこういった取組みをしていまし

たか。私は記憶にないのですが。今回初めて、韓・哲まちづくり夢基金でこういう取組みをしてはどうかと教育委員会として提案したのか、青年会議所のほうからそんな補助金制度があるなら事業がしたいと立候補されたのか、そのあたりの経緯を聞かせてほしいです。

<引野理事兼生涯学習課長>

この事業は京丹後青年会議所のほうで主体的に計画されて、この韓・哲の補助金の申請もされているということで、教育委員会はこの事業の計画等に関わっているということはないです。補助金は補助金でこういう形で申請されますし、通常どおりの後援申請があったので、後援が相応しいかどうかということで今日御審議をいただいているのですが、それ以上は特に教育委員会の関わりはないです。

<野木委員>

わかりました。95万円という大きな予算を使った事業ですし、内容的には素晴らしいと思うのですが今年限りと言うか、一過性になってしまう可能性もある。せつかくなら形は違えど韓・哲のこの基金で、毎年、青年会議所だけではなくいろいろな団体が参加できるような、例えば一般公募をしながら、丹後学的な事業ができないかと思いました。

今回は補助金を使ってやらせてほしいということで、青年会議所にきっかけを作っていたと思うのですが、持続したほうがよい事業だと思うので、いろいろな団体に教育委員会から投げかけてみてもよいのかなと感じました。私の感想です。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第46号「京丹後青年会議所アートプロジェクト「みんな知ってそうで 誰も知らない音」の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、報告第13号「京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について」を議題とし

ます。

事務局より説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第13号「京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

京丹後市奨学金選考・検討委員会は、「奨学金の確保及び給付貸付けの実施並びに奨学金制度の検討に当たり、市長の諮問機関として設置し、その委員会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱する」ことと規定されています。

また、京丹後市奨学金条例施行規則においては、奨学金の給付及び貸付に係る決定、取消しや停止については、ともに奨学金選考・検討委員会の意見を聴いて市長が決定することとされ、本委員会を設置しています。

京丹後市奨学金条例第6条の規定に基づき、別紙一覧のとおり委員を委嘱することについて、報告させていただきます。

任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年としています。

なお、本委員についての任命権者は市長であるため、去る6月2日に協議を行い、市長決裁を終えたため、今定例会の報告とさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第13号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは次にいきます。

報告第14号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第14号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の施行期

日定める規則の制定について」説明をさせていただきます。

この規則は、3月議会で峰山放課後児童クラブを旧新山保育所から旧丹波小学校に移転する条例改正を行いました。改正時、移転時期が確定していなかったことから、施行期日をこの条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。と規則に委任する方法をとりました。

この度、移転時期が確定したため、規則を制定したものです。

内容は、京丹後市放課後健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和2年7月1日とするとし、附則で、この規則は、公布の日から施行するとしています。

なお、この規則は市長名で公布された規則ですので報告とさせていただきます。

以上よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第14号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは次にいきます。

ここで、追加議案を1件、審議をお願いします。

会議の非公開についてお諮りします。

議案第47号及は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第47号は非公開とします。

(非公開部分省略 議案第47号について承認)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第11回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後0時00分>

[7月定例会 令和2年7月8日(水) 午前10時00分から]